第五条第三項又は	第五条第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は	
第六条各号又は第六条の二の規定により読み替えて準用する第六条各号	第六条各号（これらの規定を第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第六条の二の規定により読み替えて準用する第六条各号	
（法第五条第三項に規定する一歳到達日をいう。	（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の申出に係る法第九条第一項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子の一歳に達する日後である場合にあっては、当該育児休業終了予定日とされた日。	
（略）	（略）	
（削る）	（削る）	
第七条第四項第二号	第六条第三項	
（略）	（略）	
第七条第七項	（削る）	
同項第三号若しくは第七号から第十二号まで	第一項第三号若しくは第七号から第十一号まで（これらの規定を第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十二号	第六条第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第七項	第五条第七項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第五条第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第八条第一号	第五条第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第六条第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十条（見出しを含む。）	第六条第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第五条第一項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十一条（見出しを含む。）	第六条第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第六条第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第五条第三項	第五条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第六条各号又は第六条の二の規定により読み替えて準用する第六条各号	第六条各号又は第六条の二の規定により読み替えて準用する第六条各号（これらの規定を第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
（法第五条第三項に規定する一歳到達日をいう。	（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する第一項の申出に係る法第九条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子の一歳に達する日後である場合にあっては、当該育児休業終了予定日とされた日。	
（略）	（略）	
第七条第二項	前項	前項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七条第四項	第六条第三項	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（略）	（略）	（略）
第七条第七項	第一項	第一項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
同項第三号若しくは第七号から第十二号まで	同項第三号若しくは第七号から第十一号まで（これらの規定を第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十二号	同項第三号若しくは第七号から第十一号まで（これらの規定を第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十二号
第五条第七項	第五条第七項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第五条第七項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第八条	第五条第三項及び第四項	第五条第三項及び第四項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十条（見出しを含む。）	第六条第三項	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十一条（見出しを含む。）	第五条第一項	第五条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第六条第三項	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）